

令和6年度の公定価格等の額について

貴施設（事業）の令和6年度各月における1人当たり公定価格及び施設等利用給付費の額は、以下の表に記載のとおりです。  
 この内容により、令和6年度に貴施設（事業）を利用した教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者に対し、  
 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費及び施設等利用給付費の額に係る法定代理受領の通知（※1）をお願いします。  
 なお、額についてはR7.3.13現在の各施設の状況（利用子ども数、加算等の適用状況等）により算定しています。状況が変わった場合には額が変動する場合があります。  
 (※1) 子ども・子育て支援法に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項  
 （第50条において準用する場合を含む。）及び第57条により、特定教育・保育施設等及び特定子ども・子育て支援提供者は、法定代理受領した  
 施設型給付費等の額について、当該保護者に通知しなければならないこととなっています。

(単位：円)

1 公定価格の額

認定区分	年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども (1号認定子ども)	満3歳児	247,210	306,280	303,450	299,250	299,250	299,250	291,730	291,730	298,760	298,760	298,760	307,800
	3歳児	247,210	247,210	244,380	240,180	240,180	240,180	232,660	232,660	239,690	239,690	239,690	248,730
	4歳以上児	227,460	227,460	224,630	220,430	220,430	220,430	212,910	212,910	219,940	219,940	219,940	228,980
保育認定子ども (2・3号認定子ども)	標準時間 0歳児	224,260	224,230	224,230	224,150	224,070	223,920	223,920	223,840	223,830	223,810	223,780	232,540
		219,940	219,910	219,910	219,830	219,750	219,600	219,600	219,520	219,510	219,490	219,460	228,220
	標準時間 1・2歳児	129,160	129,130	129,130	129,050	128,970	128,820	128,820	128,740	128,730	128,710	128,680	137,440
		124,840	124,810	124,810	124,730	124,650	124,500	124,500	124,420	124,410	124,390	124,360	133,120
	標準時間 3歳児	76,380	76,350	76,350	76,270	76,190	76,040	76,040	75,960	75,950	75,930	75,900	84,660
		72,230	72,200	72,200	72,120	72,040	71,890	71,890	71,810	71,800	71,780	71,750	80,510
	標準時間 4歳以上児	57,400	57,370	57,370	57,290	57,210	57,060	57,060	56,980	56,970	56,950	56,920	65,680
		53,250	53,220	53,220	53,140	53,060	52,910	52,910	52,830	52,820	52,800	52,770	61,530

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	4,800	4,800	4,800	4,800	4,080	4,560	4,800	4,800	4,560	4,560	4,320	3,840
2号認定子ども	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800

- 各年齢区分において、子どもが在籍していない月についても1人当たり公定価格の額を記載しています。
- 月を通じて在籍する子どもに係る額を記載しています。月途中で入退所した場合にあっては、当該額を日割計算した額となります。
- 施設が代理受領した施設型給付費等の額は、この額から各支給認定保護者が負担した利用者負担額（保育料）を差し引いた額となります。

2 施設等利用給付費の額

施設等利用給付（2号・3号）認定子どもが預かり保育を利用した場合、月額11,300円（満3歳児は月額16,300円）を上限に給付

幼稚園の預かり保育の無償化となる額（月額）	「450円×利用日数」と「実利用料」を比較して小さい額
-----------------------	-----------------------------